

山内首藤氏と寺院・神社

—— 覚え書き ——

堤 勝義

(一) はじめに

山内氏の由来をみると、平安時代に藤原資清が首藤大夫と称したのに始まる。藤原俊通の時に、鎌倉近くの山内庄を拠点としたので、山内を名乗るようになった。

十四世紀の初めに、山内通資が地毘庄北部の葦山城（現比婆郡高野町）に入り、後に、地毘庄本郷（現庄原市）の高山（甲山）に移った。ここでは、山内氏と、在地の寺院神社について考えてみたいと思う。

(二) 寺院

山内通資が葦山に入った後に、元々あった真言宗の千秋山萬歳院功德寺（現高野町）を元亨元年（一一三二）に臨済宗に改めて、自身の寺にしている。そのことから、山内氏は、臨済宗を家の宗教としていたものと思われる。

山内通資が葦山から甲山に移った時に、弟の通俊（多賀山を称す）が

葦山城の後を継いでいるが、弘治元年（一五五五）に功德寺は、火災にあい、その時に、山内通統（法名功德院・通統の時に現寺名にしたと考えられる）が寺領を寄進して、曹洞宗に改めている。

山内氏の一族の多賀山氏は、曹洞宗を信仰していたと考えられる。

山内通資が入った甲山は、古くから観音・毘沙門信仰があり、地域の人々の信仰を集めていたものと思われる。

甲山の観音堂の後進である慈高山円通寺（本尊千手観音）について『芸藩通志』巻百三十六所収の寺歴では、「初め聖武天皇の時、行基、此地に來り、高山に入り、栗の大樹を伐て、観音地藏、毘沙門の像を造り堂を建て、高山千手堂と呼ぶ、又地藏、毘沙門の冠字を摘て、地毘の庄と名く、故に里民、栗木の履を用いず、元亨年中、首藤通資、葦山よりここに來り、此地を領し、此山に城す。重て方丈厨庫を建て、始て慈高山円通寺と号し、正中元年、嵯我天龍寺玉洲を招請して開山とす。：（後略）：」とある。

又、讓渡所領のひとつとして、元徳二年（一一三〇）三月の「山内長

快通讓状」(『家わけ第十五山内家文書』一八号所収)には、備後国地毘庄本郷除高山門田以下地頭職事があり、備後国地毘庄本郷内高山門田以下は、観音寺(後の円通寺)に永代寄進するものなりとある。

元高三年(一三二三)三月の「尼いくわん山内時業女讓状」(『家わけ山内家文書』三三号所収)は、尼のいくわん(広沢氏の妻)が養子時通に



所領を譲る時の讓状で、その中に、「又かうやまの新御堂観音堂については、長日勤行の事」がのっていて、観音信仰が山内氏の尼(女性)に根付いていることをしめしている。

山内氏は、地毘庄の観音信仰の中心である高山(甲山)に甲山城を造り權威化を計り、地域への支配の侵透を図っていたものと思われる。そして、後に、天龍寺の玉洲を招いて、臨濟宗の寺院にしている。

中世の武士は、自己の信仰する寺院と、祈願寺院をもっているのが普通である。祈願寺院は、その持っている祈祷性から、真言宗の寺院である場合が多い。

山内氏の祈願寺院としては、宝蔵寺(旧名滝尾寺・庄原市本町)がある。寺歴によると、「もとは、恵蘇郡、勝高山にありしが、後此村に移るといふ、開基詳ならず…(中略)…昔山内氏の祈願所にて、寺領もありしといふ、山内氏、首藤元通の書翰及び古硯を蔵す」『芸藩通志』巻百二十四とある。由緒、伝説のある寺院を祈願寺院にしたものと思われる。

天正三年(一五七五)八月の「山内元通坊主職預ケ状」(『県史・古代中世資料編Ⅳ』所収)によると、山内元通は瀧尾寺坊主職を権大僧都九九七頁有観の遺弟に預けて、勤行掃除以下を油断なく、寺務を領掌するようにしている。天正の頃にも依然として、山内氏の祈願寺院としての役目を果していたものと思われる。

庄原市川手町の平等寺も祈願寺院といわれているが、『芸藩通志』巻百二十四には「文和年間、首藤通資造立、後かの家の祈願所となり、文祿二年癸巳、同廣通、再造すといふ」とある。

また、「備後平等寺薬師堂再興棟札写」(『家わけ第十五山内家文書』四四〇号所収)には、山内廣通が文祿二年(一五九三)に造立したとあり、芸藩通志の記事を裏付けている。当初、真言宗寺院であったのを、廣通の時に臨濟宗寺院にしたものかとも考えられる。本尊は俊通の尊崇していたという、薬師医王善逝瑠璃光如来である。

その他の寺院としては、正中元年(一三二四)山内通資が建立したという掛田(懸田)の正中院(臨濟宗)、文龜元年(一五〇一)山内通忠が建立した永明寺(曹洞宗)があり、廃寺としては、山内氏の墓といわれるものがある光瑞廃寺(現庄原市本郷)がある。

円通寺の塔頭として寶持庵があり、貞治三年(一三六四)に山内通繼が、要用あるによって寶持庵に屋敷・水田等を売却している。

また、尼理穆が康安元年(一三六一)に土地を寄進している。

地毘庄においては、中世から近世初頭において、多くの廃寺がでているが、もちろん福島氏の寺院整理政策によるものであるが、山内氏にとってかわられた在地勢力とのかかわりにおいても、もっと詳しく調べてみる必要があるものと思われる。

(三) 神社

山内通資は葦山に入部した後に、自己の信仰する鶴岡八幡を、南村の八旗迫に勧請した。そして、元亨元年(一三二二)に元からあった在地の八幡神宮である福田原八幡に、鶴岡八幡を合祀している。

山内通資にとってみれば、これから地域を固める為には、地域の信仰

の中心をなすと思われる神社を中心にするとして、自己の支配力を伸ばしてゆかねばならないと思われる。

そこですぐに、在地の八幡に、自己の八幡を合祀せずに、周囲の状況をみながら、段階をおいて、在地の八幡に合祀し、自己の支配権の確立を図ったものと思われる。此の新旧併せた八幡が、南村八幡(現高野町



南土居神)である。

『芸藩通志』巻百三十六には、南村八幡のことを次のように書いている。「今この社を、高野山土村の総鎮守とす。社記に、正和年間、山内通資、鎌倉より来り鶴岡八幡を勧請し、天正乙亥、山内通定より、殿垣内・湯川二村及び出雲飯石郡坂本村の内に神田の地を置くといへり…

(後略)：」とあり、高野山十一村の総鎮守ともなっているのである。

地域支配と神社を考える時には、官座というものが大きな意味をもつてくると思われる。官座に連なるということが、当然のことながら地域の成員として重要なことであつたと思われるのである。

慶長十七年(一六一二)五月六日付の「福田ノ太郎左衛門請文」(具史古代中世資料編Ⅳ所収)は、福田の太郎左衛門から、南村八幡の堀江氏に宛てたものであるが、その中で、主家から離れて福田の太郎左衛門が、高野山に牢人するについて、南村八幡の堀江氏から官役を預けられていて、他村の者に預けることはしないと、請約をしているのであるが、これ等も、牢人した以後の村の官座役に連なる重要性をあらわしているものと思われる。

南村八幡の古文書は、「堀江文書」として、広島県史中世資料編Ⅳに所収されている。その中には、応永二十五年(一四一八)六月日付の「南八幡官御祭御頭次第注文」として、一番から十一番迄の、御祭御頭次第や多賀山通統や通定の宛行等が含まれている。

山内氏のゆかりのある庄原市は、延暦寺領泉田庄、蓮華王院、嵯峨千光寺、梅尾高山寺、延暦寺を領家とした地毘庄からなり、山内氏の庶流

は、川北・滑・田原・懸田・高野山(多賀山)に分立をした。

川北八幡(現庄原市川北町)は正中十二年(一三二五)に山内通資が鶴岡八幡を勧請し、従来からあり、在地の総氏神であつた久井田の王子権現に変わって、総氏神となっている。

川北の場合は、通資は高野山のやり方とは違って今迄通りに在地の神社を総氏神として認めずに、その地位を奪って、自己の鶴岡八幡を中心にするということをしている。

芸藩通志 巻百三十六には、「正中二年乙丑、山内通資此神を勧請する時、神興、三上郡、川手村、竹花と呼ぶ地に、暫く逗：(後略)：」とあり、神興を暫く他所にとどめておいて、それから、おもむろに、川北にもってきたようである。

王子神社は素盞鳴系統であり、福山の王子神社を、式内社素盞鳴神社に比定する説もある。王子とは同系統で、天照大神が素盞鳴尊と誓約の時に出現したという五男三女神を祀るとも、比叡山山王七社の第四番目に位置する八王子神社がある。

現三次市々域には、中世三吉氏との関係からか、若一王子等の王子神社が多く現存している。

下原八幡(現庄原市七塚町)は、嘉暦元年(一三二六)にすでにあつた石清水八幡神社系を、山内通資が再建している。

芸藩通志には、「石清水八幡と称す、正中元年甲子、山内通資勧請と云ふ、一説には正応庚寅の勧請にて嘉暦丙寅に通資再建せりと」とある。

本郷八幡は甲山城内にあり嘉暦二年(一三二七)に山内通資によって

勧請された鶴岡八幡であったが、明治になって、良神社に合祀されている。

田原八幡（現庄原市町）は、嘉暦三年（一三二八）に通資が勧請している。

その他の神社としては、峰村八幡（現庄原市峰田町）があり、芸藩通志には、「男山より勧請す、長徳年間再造すといふ伝ふ」とあり、社伝には、石清水八幡（男山）を長徳元年（九九五）に勧請したともいうが後に山内氏が保護をしている。

良神社（現庄原市本郷町）は甲山にあり、「児玉文書」として、広島県史―古代中世資料編Ⅳ―に所収されている。芸藩通志によると、祀官の児玉氏は尾張からやってきたという。

社伝によると、大同元年（八〇六）尾張国の大國靈神社から吉資という者が本郷の甲山の地に来たという。山内通資が甲山城を築いたことにより、山内氏はこれを尊崇している。

山内支配の後期においては、良神社が神社中の長老として、神社統轄の重要な役を持っていたと思われる。

慶長十三年（一六〇八）の「備後国恵蘇郡社家衆連署起請文」広島県

古代中世資料編Ⅳ所収は、山内氏はかわったけれども、今迄通りに、祭祀を取り行ないましようとか、各神社間のルールを約している。これに花押している官司等は三十一人で、宮内の義大夫が取りまとめとなり、（良）丑刃の火矢廻大夫と同大郎次郎大夫が総まとめ役となっている。

前資料編所収の「いぶき六右衛門書状」（折紙）は慶長十一年（一六〇六）

のものであるが、南村八幡の祀官堀江氏に関する事で、うしとらの神社が長老としての取りまとめ役になっている。

また、前資料編所収の、「宮王大夫備後一宮島町宮座次第由緒書立並家重袖判」、文安二年（一四四五）に書いたものを、永正四年（一五〇七）に丑刃の千日大夫が証したものであるが、その内容は、当国一宮嶋町の宮座次第のことについて良の千日大夫（七十九才）が古老で、詳しいというので尋ね、これを明らかにしている。

山内氏の支配期基礎固めには鶴岡八幡を中心に在地支配を、後期には良神社が中心になって、城内神社のとりまとめ役を果たしたものと考えられる。

泉田庄は、現庄原市域の中で最もおそく、山内氏が手に入れた所である。ここには、上村八幡と日吉神社がある。

日吉神社（現庄原市山内町）は当時山王社と呼ばれていた。芸備通志巻百三十六には、「祭神大己貴命を主とし、同殿の神、廿一座あり、社伝に、貞観元年安部幣高といふ人、近江国より来り、村内葛城山に此神を勧請して奉祀せり、嘉暦年間、葛城刑部永義その山に城を築き、社を今の地に移す：（後略）：」とあり、延暦寺領の關係から、延暦寺の末社である山王社を安部氏が勧請し、嘉暦年間（一三二六―二九）に、葛城山を中心に勢力を扶殖していた葛城氏によって、現社地に移座させられたという。

山内隆通は永祿六年（一五六三）の尼子氏との合戦で危機に陥り、山王神に祈願し危機を脱したので、後に八幡太郎義家のものという赤糸

威大鎧（国重要文化財）を奉納している。初代の通資の時の王子神社とは違い、従来の神社を認め、踏襲しようとする姿勢がここには見てとることが出来る。

上村八幡（現庄原市山内町）は、芸藩通志によると「豊前国宇佐郡松崎村より、当所に来住し、寶亀六年己卯字佐八幡を勧請す、後葛城刑部社を再造し、大に旧觀を改む、祠官十五人、供僧寺五宇ありき：（中略）

：永正九年壬申、山内豊通より、修理田三段、神供田五段寄附せしか：（後略）：」とあり、宇佐八幡から勧請され、葛城城の葛城刑部によって再造され、大いに旧觀を一新し、祠官十五人、供僧寺五という大きな八幡神社であったと思われる。

永正九年（一五一一）には山内豊通が修理田三段・神供田五段を寄附したという。

広島県史の古代中世資料編Ⅳ所収の上村八幡神社文書として、康正三年（一四五七）の「備後国恵蘇郡西條上村八幡宮御祭御頭注文」がある。

泉田庄については、鶴岡八幡を導入することなく、在来の神社をそのまま認め、在地を刺激することなく、やんわりと在地支配を貫徹していたものと思われる。

（四）ま と め

山内氏は地畷庄入部の初代通資の時に、古くからの信仰を持っている寺院を、自己の信仰する臨濟宗に改め、また、同じく古くからの伝統をもっている寺院を祈願寺として、寺院支配を図った。

通資の弟の多賀山氏は後に曹洞宗を信仰していて、庶流の中には曹洞宗を信仰する者もあった。

山内氏にとつては寺院支配よりも、在地に根をはった神社政策の方が重要であったと思われる。初代通資は、自己の信仰する鶴岡八幡をそれの村、あるいは在来の八幡社をそのままに、臨機応変に在地支配の浸透をはかった。

神社支配がきわめて重要であったと思われ、その意味で、初代通資は賢名であったと思われる。

在地支配が確立した以後においては、在地支配よりも、神社のとりまど目が必要となつてき、その役目を担ったのが、丑刀（良）神社であったと思われる。

私は山内氏においては基礎を固めた初代通資と、円通寺の再建と、日吉神社に赤糸威大鎧を寄進している中盤の山内隆通の在地支配には注目してよいのではないかと思つている。

しかしながら、その山内氏も近世の再編成の中で毛利氏に随つて長州に所替となり、寺院・神社の中には平等寺のように後に存亡の危機に陥ったり、廃絶したもの（特に寺院）が多かつたものと思われる。